

# 介護求人ナビ ケアマネ試験 直前対策講座

講師：飯塚慶子

[keikoizuka.com](http://keikoizuka.com)

講義の内容、資料等の著作権は、講師に帰属します（試験問題やイラスト等を除く）。  
事前の承認なく、複製・頒布、録音・配信等の行為をすることはかたくお断りいたします。

# 成年後見制度

# 自分のためにみんなの安心 成年後見制度

## Q1 成年後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。



保護と支援

### 成年後見制度

#### 法定後見制度

後見 保佐 補助

#### 任意後見制度

## Q2 法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？



**A** 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

### 3 法定後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注3)		
成年後見人等の同意が必要な行為	(注4)	民法13条1項所定の行為(注5)(注6)(注7)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注3)(注5)(注7)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注4)	同上(注5)(注6)(注7)	同上(注5)(注7)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

(注3) 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注4) 成年後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注5) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注6) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注7) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

資料：『成年後見制度・成年後見登記制度』法務省民事局

## Q9 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



資料：『成年後見制度・成年後見登記制度』法務省民事局

# 令和4年度 問題59

成年後見制度について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 任意後見制度では,判断能力を喪失した人に,保佐人や補助人をつけることができる。
- 2 都道府県知事は,65歳以上の者につき,その福祉を図るため特に必要があると認めるときは,後見開始の審判の請求をすることができる。
- 3 本人と任意後見受任者の同意があれば,公正証書以外の方法でも任意後見契約が成立する。
- 4 成年後見制度の利用の促進に関する法律に定められた基本理念には,成年被後見人等の意思決定の支援と身上の保護が適切に行われるべきことが含まれる。
- 5 成年被後見人の法律行為は,原則として,取り消すことができる。

Answer

# 生活保護制度



# 生活保護制度の概要

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

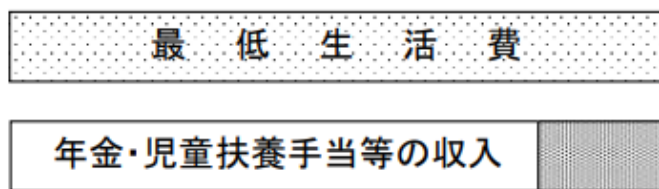
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)  
◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

### 自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

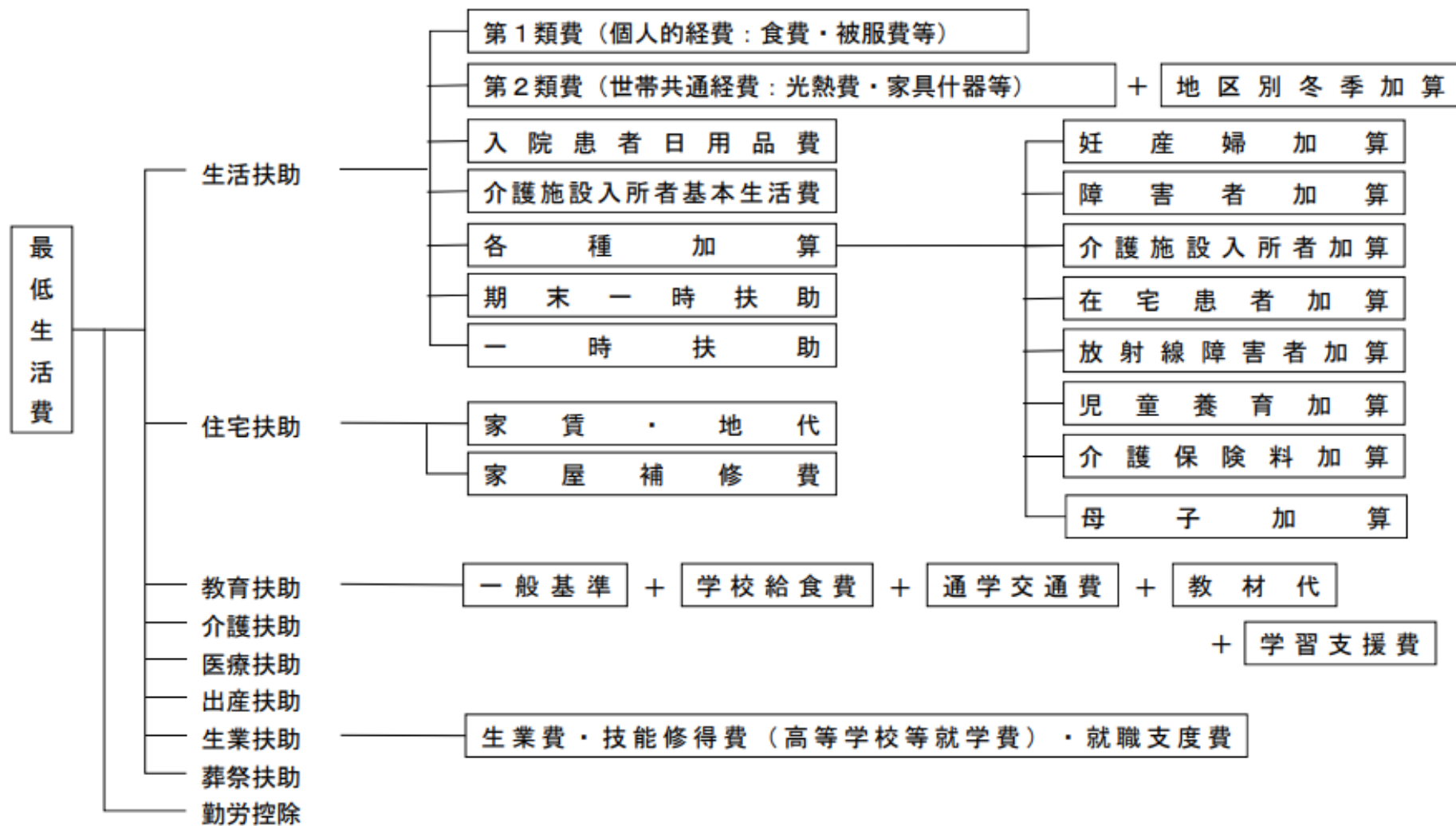
資料：『生活保護制度の概要等について』厚生労働省



# 最低生活費について

## 【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



資料：『生活保護制度の概要等について』厚生労働省

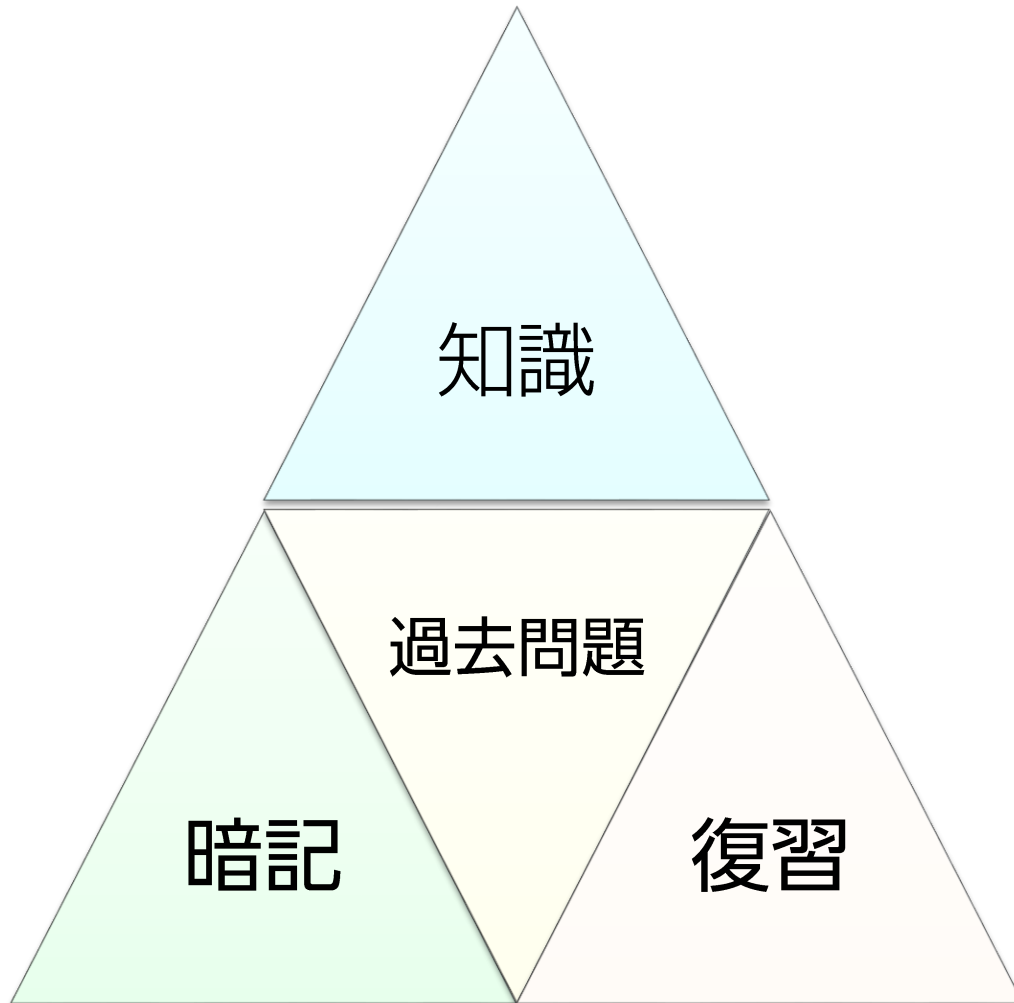
# 令和4年度 問題58

**生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。**

- 1 被保護者の収入として認定されるものには,地代や家賃等の財産収入が含まれる。
- 2 要保護者が急迫した状況にあるときは,保護の申請がなくても,必要な保護を行うことができる。
- 3 介護施設入所者基本生活費は,介護扶助として給付される。
- 4 教育扶助は,原則として,現物給付によって行われる。
- 5 介護扶助は,介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを要保護者に対し保障する。

Answer

# 明日からの合格勉強法



- ① 過去問の正解  
→ 自分の試験で1点取る
- ② 「わかった」、「解けた」  
→ 「覚えた」をゴール
- ③ 覚える内容  
→ 「覚え方」 「目印」と一緒に
- ④ 勉強時間  
→ 30分に1回、定着を確認
- ⑤ 出るところ  
→ 「出るカタチ」をセット学習